

インド愛知デスク ニュース

◆◇ GST アップデート ◇◆

2017 年度 Vol.6 (2017 年 7 月 27 日)

GST の申告・納税はどのような手順となるのか？

ついに、7 月 1 日に GST (Goods and Services Tax、物品サービス税) が施行された。6 月後半は土壇場の税率修正がいくつかあり、また 7 月に入ってから通達も連日発出されるなど、インドならではの走りながら考えるスタイルで進行しているが、実際のところ大きな経済的混乱はなく、歴史的な大税制改革としてはスムーズな走り出しと言えそうである。

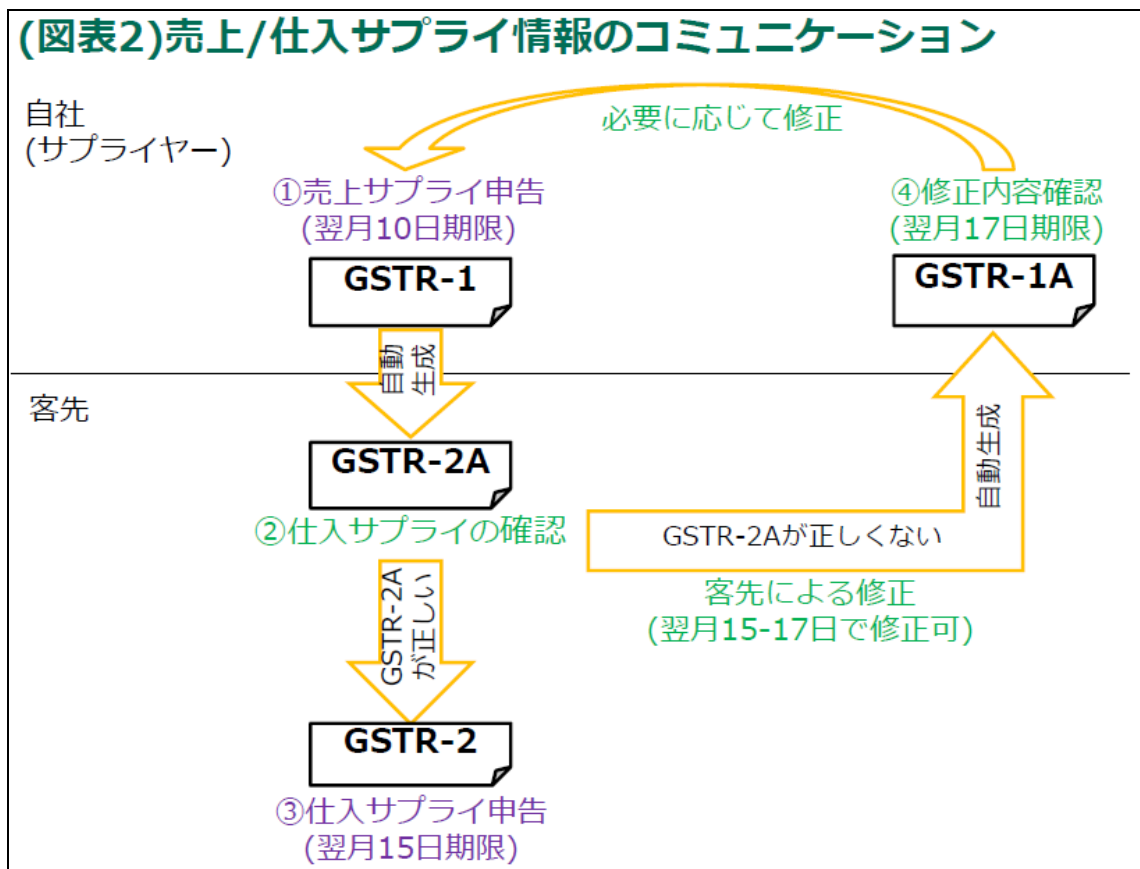
これまで、各社は、7 月 1 日に GST インボイスが適切に発行できることを最低条件として各社準備を進めてきたものと思われる。しかし、申告作業はまた別次元の話であり、ここで大きな混乱が生じる可能性が高いと筆者は見ている。そこで、本稿では、GST の申告がどのような手順で行われるのか、概要を解説したい。

GST の申告・納税は月次単位となっており、主な申告書は図表 1 の通りである。

(図表1)主なGSTの申告対応

手順	申告書/ レポート	申告期限/ 確認期間
①売上サプライ申告	GSTR-1	翌月10日
②仕入サプライの確認	GSTR-2A	翌月10-15日
③仕入サプライ申告	GSTR-2	翌月15日
④売上サプライの修正確認	GSTR-1A	翌月15-17日
⑤月次申告	GSTR-3	翌月20日
⑥年度申告	GSTR-9	翌年度12月末

手順としては、まず、自社が他社に販売・提供した売上サプライ情報をアップロードする。そのアップロード情報は、GSTN（GST Network、GST 申告・納税を管理する IT インフラシステム）上のコモンポータル（申告等を行うポータルサイト）で物品サービスの受け手である顧客が確認し、修正があれば顧客側の修正内容がレポートされる仕組みとなっている（図表 2）。



自社から見れば、ベンダー等のサプライヤーが入力した自社向け売上情報が自社のコモンポータルにアップロードされるので、それを自社にて確認し、それを基に自社の仕入サプライ情報を作成することとなる。このように、各サプライについて顧客・ベンダーとのコミュニケーションが必要となっており、これを決められたスケジュールで毎月行っていく必要がある。そのため、情報の相違があった場合にはスムーズに調整ができるよう、顧

客・ベンダー等の適切な担当者の連絡先を確認しておく必要がある。また、可能な限り情報の照合をシステム化することも検討されるべきだろう。なお、1 から作成しなければならないのは GSTR-1 で、その他の申告書は基本的に他の申告書の情報を基に GSTN で自動生成され、コモンポータルで確認できる。

納税債務額の計算は、顧客等から預かった GST から ITC (Input Tax Credit) と認められる支払 GST を差し引いて (つまり、仕入控除して) 計算される。なお、各 GST の相殺計算は図表 3 の通り、まずは同じ種類同士の GST を相殺し、残りは一定のルールに基づいて相殺計算する。基本的には GSTR-1、2 の申告情報を基に GSTN で自動計算され、それを確認することとなる。

(図表3)
各GSTの相殺計算

	CGST債務	SGST債務	IGST債務
ITCの相殺順位①	CGST	SGST	IGST
②	IGST	IGST	CGST
③	-	-	SGST

※CGSTとSGSTは相殺できない

GST の納税は、コモンポータル上の自社のキャッシュ勘定に現金をデポジットする形となり、GST 納税のほか、利息・ペナルティ・手数料等の支払もこのキャッシュ勘定のデポジット額を利用できる。デポジットの方法は、コモンポータル上での認証銀行を通じたインターネットバンキング、クレジットカード・デビットカード、NEFT 等を通じた銀行振込み、銀行窓口支払が利用可能である。ただし、銀行窓口支払は、GST の支払い 10,000 ルピーまでの場合のみ認められる。従って、ビジネスにおいては基本的にはオンライン銀行振り込みやクレジットカード等での支払いとなる。

2017年7月、8月申告の緩和策について

ところで、2017年7月分と8月分の申告については、図表4のとおり緩和策が発表されている。

(図表4)
2017年7、8月分申告の緩和策

手順	申告書	本来の申告期限	緩和期限
売上サプライ申告	GSTR-1	7月分－8月10日 8月分－9月10日	7月分－9月5日 8月分－9月20日
仕入サプライ申告	GSTR-2	7月分－8月15日 8月分－9月15日	7月分－9月10日 8月分－9月25日
月次申告	GSTR-3に代わり、簡易版のGSTR-3Bを申告	7月分－8月20日 8月分－9月20日	期限の緩和なし

従って、GSTの第1回申告は8月20日期限のGSTR-3Bになる。これは簡易版の月次申告書であり、インボイスごとの情報は不要で合計ベースの申告である。申告内容は、リバースチャージによるサプライ、GST非登録者等への州際サプライ、ITC、免税仕入サプライ、納税額計算テーブルの5つとなっている。

7月分と8月分の申告緩和規定が終わると、9月分からはいよいよ原則的な月次申告が必要となる。

今回の「GSTアップデート」は、サプライの評価方法について紹介したい。

● 執筆者情報

花輪 大資 (はなわ だいすけ)

公認会計士(日本)

2013 年、太陽有限責任監査法人よりグラントソントン・インディアに出向し、ジャパンスクを担当。愛知県蒲郡市出身。

daisuke.hanawa@in.gt.com

グラントソントン・インディア

グラントソントン・インターナショナル加盟事務所。

監査・保証業務、税務業務、アドバイザリー業務のフルライン専門サービスを提供。

インド国内 12 都市 13 事務所、約 3,000 名の専門家を有する。

◆◇ 発行情報 ◇◆

インド愛知デスク

■発行元

2017 年度インド愛知デスク運営業務受託者：

松田綜合法律事務所 (担当：弁護士 久保達弘)

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 1 号

朝日生命大手町ビル 7 階

TEL: 03-3272-0101 (代表) FAX: 03-3272-0102

URL: www.jmatsuda-law.com

■配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更は下記アドレスにご連絡下さい。

aichidesk@jmatsuda-law.com